

令和8（2026）年度予算編成方針

令和7（2025）年10月
柏 崎 市

1 予算編成の基本方針

現今の世界情勢を鑑みるにウクライナ・ロシア、ガザ地区・イスラエルなどにおける戦争、紛争による影響は日本にも及んでいる。また、気候変動、温暖化の影響と思われる大規模な災害が世界、日本、新潟県各地で相次いでいる。良くも悪しくも柏崎も世界とつながっていることを認識しなければならない。

国は、経済財政運営と改革の基本方針2025（骨太の方針）において、成長型経済の実現、機動的な財政運営、全世代型社会保障の構築などを掲げ、「今日より明日はよくなる」社会を実現することを目指すとしている。また、県は、厳しい認識の下「新潟県行財政基本方針」に基づき、持続可能な財政運営の実現に向けて取り組んでいる。

本市の財政状況の見通しは、国の賃上げ政策に伴う給与所得、エネルギー関連施設に係る固定資産税などの増加が期待されるものの、生産年齢人口の減少や地価の下落傾向の影響により、税収確保が難しくなることが想定される。一方、歳出では老朽化する公共施設やインフラ施設の維持管理費、少子高齢化に伴う社会保障関係費、物価や賃金の高騰等に伴う物件費、資材価格高騰に伴う普通建設事業費に加え、金利上昇による公債費など、あらゆる経費の増大が財政状況に大きな影響をもたらしている。

こうした中、本市を取り巻く環境は一層厳しさを増している。具体的には、市民生活に必要な地域医療及び高齢者福祉体制の維持・充実、経済活動の前提となる雇用の確保、公共交通機関の効率化と利便性の向上、中心市街地の生活環境整備などの諸課題に、更なるスピード感を持つて的確に取り組んでいかなければならない。

また、地域エネルギー会社と連携した脱炭素施策の積極展開、1歳児・2歳児の保育料無料化及び学力向上を始めとした子ども子育て・教育施策、国に対する要望活動を通じた防災減災対策の強化、昭和の時代から本市が培ってきた情報化・デジタル産業の構築、安定した上水の供給など、一歩先んじた取組は、本市の強みである。

中長期的には、脱炭素をキーワードとした産業団地の整備、国家プロジェクト海底直流送電の本市揚陸による洋上風力、水素、原子力などによる脱炭素電力の本市への供給。

加えて、不確実で変化のスピードが著しい社会経済情勢においては、AI・デジタル技術の活用を含め、従来の発想からの転換が市政運営に求められている。

以上を踏まえ、令和8（2026）年度予算は、第六次総合計画の初年度に当たり、計画の理念を市民と共有し、将来都市像の実現に向け、施策を具体化するためのものとする。本市のポテンシャル・存在感を高め、市民が将来に希望を抱き、安心して暮らすことができる柏崎を創り上げていくためのものとし、次の方針に基づき編成する。

(1) 重点戦略の着実な実施

第六次総合計画前期基本計画（以下、「前期計画」という。）の重点戦略に位置付けられ、本市が直面する重要課題に積極的かつ着実に取り組む事業について、重点的かつ効率的に財源配分し、メリハリの効いた予算編成とする。課題の本質を的確に捉え、市民が「豊かさ」「便利さ」を実感できる施策の展開を進めること。

(2) 真に必要な財政需要への対応（新規・拡充事業）

重要性・緊急性から新たに取り組む事業又は拡充が必要な事業は、市長と各部長とのミーティング時に提案すること。ただし、成果重視の視点から、費用対効果、後年度負担及び他市の状況などの合理的根拠に基づく検証を徹底し、成果の乏しい既存事業の統廃合を同時に進めること。

(3) 健全財政の堅持

健全かつ安定した財政運営を堅持するため、財政計画に沿った予算編成を行う。業務の必要性・内容等の在り方を再確認し、更には仕事の進め方を根本的に見直す意識を持って合理化・効率化に最善を尽くすこと。

2 予算要求に際しての留意事項

(1) 予算要求の基本事項

当初予算は、会計年度を通じた予算を計上するものであり、当初予算で要求すべきものを安易に補正予算にて要求することのないようにすること。

予算要求に当たっては、本市の財政状況や社会経済情勢を十分に認識し、過去の要求内容の単純な引用など、前例踏襲、慣習・通例による要求は行わないこと。

具体的な予算要求に際しては、事務事業の優先順位を明確にすること。

所期の目的・目標の達成状況や市民ニーズの適合、費用対効果及び後年度負担等について合理的根拠に基づく検証を確実に行之、緊急性・必要性等の判断基準により徹底した施策・事業の重点化を進め、要求内容にメリハリをつけること。

物価高騰及び賃金上昇への対応については、国からの通知に基づき適切な価格転嫁に留意すること。

(2) 経費別要求基準

ア 経常費

(ア) 前期計画（財政計画を含む。）に沿って要求すること。

(イ) 物価高騰対策に必要な経費は、部課長も含め、十分精査した上で要求すること。安易な歳出増とならないよう留意すること。

(ウ) 事務事業のスクラップアンドビルドにより要求する新たな科目の計上額は、正当な理由がない場合は、従来の科目の総額を上回らないこと。

(エ) その他経費別留意事項のとおり、十分に精査して要求すること。

イ 事業費

前期計画に掲げる重点戦略、主要施策及び財政計画に所要額を計上済みの事業とする。

ウ 人件費

適切な人員確保と効率的な事務執行により、時間外勤務手当の更なる縮減に努め、事業費として市民に還元を図ること。安易に会計年度任用職員を雇用せず、総人件費の抑制に努めること。

(3) 共通留意事項

ア 歳入・歳出、事務事業の精査

歳入については、健全財政確保の見地から、確実な見通しを立てること。その際、国・県支出金や特定目的基金の有効活用も含めた特定財源の的確な把握に努めること。

歳出については、事務事業の内容を精査し、かつ、適切な科目での予算措置を行うこと。職場内の適正な人員配置に努めるとともに、引き続き経費の削減を図ること。

また、公と私の精査という峻別の思想の下、行政の最小化・最強化に取り組むため、事務事業評価対象となった事務事業のほか、全ての事務事業において、予算要求する段階で事業の廃止、民営化・譲渡や委託等の可能性を調査するなどの見直しを行い、真に行政が行うべき事業を精査すること。

イ コスト意識に基づく予算要求

先例に捕らわれることなく、全ての事務事業を次の観点において検証すること。

(ア) 必要性：市が実施する必要性及び市民の共感が得られる財政需要への対応であるか。

(イ) 効率性：無駄がなく、投入される行政資源に見合う成果が確実に見込めるか。

A I ・デジタル技術が有効活用されているか。

(ウ) 有効性：意図する目的・効果を最大化できる手法が選択されているか。

(エ) 公平性：後年度へ過度な負担を強いていないか。地域間において不均衡な制度・サービスとなっていないか。

(オ) 緊急性：課題を先送りすることなく迅速に対応しているか。他の事業より優先して実施すべきものか。

ウ 不用額の縮減

不用額の発生は、限りある財源の有効活用や重要施策への重点配分を図る上で不適切である。毎年度、一定の割合で不用額が発生していることから、その原因を分析し、精緻に見積もること。

エ 関係部局との連携

行政需要の多様化・複雑化に伴い、複数の部署が分野横断的に取り組むべき事業が増加していることから、適切な情報共有体制の下、同一目的の事業については、課又

は部内のみの検討に留まることなく、関係する所属等と連携を密に図り、組織の枠を超えて一体的かつ効果的に事業を進めること。

オ 年間予算、国・県の動向把握

国の予算や地方財政計画が現時点では明らかでないため、原則として現行制度に基づき、国・県等の動向を的確に把握した年間予算とする。

この年間予算の考え方は、災害関係など特別の事情がある場合を除き、執行における財源不足の補正は認めない方針であるので、要求に当たっては特に留意すること。

国の概算要求では、期限を迎える緊急防災・減災事業債、緊急自然災害防止対策事業債、脱炭素化推進事業債及びデジタル活用推進事業債も令和7（2025）年度の地方財政計画と同水準で計上されている。これらについては、国の予算編成過程において必要な検討を行うこととされている。「地方創生2.0」やGX・DXの推進、防災・減災対策の取組の強化、老朽インフラの適切な管理、地域医療提供体制の確保など、経済財政運営と改革の基本方針2025（骨太の方針）に記載されている、本市にも深く関係する重要施策に係る国・県の動向に注視すること。

なお、予算要求後に制度変更等が生じ、財政措置が必要になった場合には、速やかに財政管理課財政係と協議すること。これは、規律の中にも柔軟に対応するという両面から、予算の効率的な執行を後押しするものである。

カ 補助金交付事業の取組

市政発展や住民福祉の向上のために必要な国・県の新規補助事業への取組及び単独による新規の補助金交付を予定するものや要綱の見直しを予定しているものについては、予算査定の前に補助金等検討委員会（10月1日、2日及び3日開催済み）において審議し、その後、庁議での協議（10月中旬）を経て決定する。

キ 各機関からの指摘事項等

国・県、市議会、監査機関からの指摘・指導事項は、改善すること。

3 予算編成スケジュール（予定）

- 10月 9日（木） 予算編成方針説明会（1回目）
- 10月 10日（金） 予算編成方針説明会（2回目）
- 10月 14日（火） 市長と各部長とのミーティング～10月22日（水）
- 11月 4日（火） 要求 締切り（経常費・特別会計）
- 11月 7日（金） 聴き取り・査定（特別会計）
- 11月 10日（月） 聴き取り・査定（経常費）～12月4日（木）
- 11月 10日（月） 要求 締切り（事業費）
- 12月 5日（金） 聴き取り・査定（事業費）～12月11日（木）
- 12月 12日（金） 聴き取り（歳入）
- 12月 24日（水） 部長査定結果各課通知
- 1月 5日（月） 市長査定 ～1月7日（水）
- 1月 9日（金） 各課内々示
- 1月 14日（水） 市長復活査定
- 1月 15日（木） 復活処理
- 1月 16日（金） 各課内示
- 1月 21日（水） 各課予算書原稿点検～1月26日（月）
- 2月 13日（金） 臨時庁議、議会会派代表者会議説明、臨時記者会見